

月刊

登記情報

60th
Anniversary
おかげさまで60周年

分かりやすい誌面で登記関連実務をサポート

法窓一言 土地家屋調査士の次の10年に向けて 國吉正和

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行等
に伴う供託事務の取扱いについて

中西毅彦

重要判例ナビ

土壤汚染されている土地売買における売主の土地の来歴・使用方法に関する
信義則上の説明義務違反(東京地判平18・9・5)

武川幸嗣

実務家による商業・法人登記Q & A (14)

商業法人登記総合研究5人委員会(担当:鈴木龍介)

会社法登記実務の研究(4)

横山 亘

動産・債権譲渡登記の現場Q & A (第10回)

動産譲渡登記の対象となる動産及び動産譲渡登記の効力

東京法務局民事行政部動産登録課・債権登録課

犯罪収益移転防止法と司法書士実務(第8回)

本人確認の方法(その1) 自然人の本人確認方法

末光祐一

根抵当権の確定と登記(9) 大野静香

コンプライアンス道場(第32回) 升田 純

BOOK REVIEW 『不動産登記法』(山野目章夫著)

齋木賢二

通達・回答 供託 (平21・9・29民商第2300号)

判決速報

登記官の地図訂正行為は取消訴訟の対象となる行政庁の処分等に当たらないとされた事例
(広島高判平20・5・15、原審=山口地判平19・11・1)

商業登記掲示板/不動産登記掲示板/裁判実務フォーラム

579

2010年2月号
50巻/2号

☒ 社団法人 金融財政事情研究会

実務家による 商業・法人登記 Q&A (14)



担当 鈴木龍介

一般社団法人商業登記倶楽部
商業法人登記総合研究 5 人委員会

神崎満治郎 (一般社団法人商業登記倶楽部
代表理事・主宰者)

金子登志雄 (ESG法務研究会代表
司法書士)

鈴木 龍介 (司法書士法人鈴木事務所
司法書士)

山本 浩司 (司法書士)

(★初級、★★中級、★★★上級、★☆☆特別協議問題)

平成21年11月17日付の日本経済新聞で、上場企業の組織再編において反対株主の株式買取請求権（以下、本稿では単に「買取請求権」といいます）の行使が頻発しているとの記事が掲載されました。実務の現場でも、組織再編を行う際に、買取請求権が問題となるケースを耳にします。

買取請求権の行使は登記に直接関係しませんが、企業法務の担い手である司法書士としては、その手続や対応に関する一定の知識が求められます。

そこで、今回は、買取請求権の基本から具体的手続について取り上げてみました。

Q1 買取請求権の意義 ★

買取請求権とは、どのような権利をいうのでしょうか。

A 買取請求権とは、会社の基礎に変更等が行われる場合、その変更等が自らの意に沿わない株主が、会社に対し自己の株式を公正な価格で買い取することを請求する権利をいいます。

解説

買取請求権の制度趣旨については、学説上議論があるところですが（注1）、通説は、組織再編等会社の基本的事項の変更に反対する少数派株主に経済的な救済として、投下資本の回収を可能にすることとされています（注2）。

また、買取請求権が行使された場合には、会社財産が社外に流出することになるため、会社の基礎の変更等について、多数派株主を牽制する機能をあわせて有するものといえます。

（注1） 神田秀樹「株式買取請求制度の構造」商事法務1879号4頁。

（注2） 江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』763頁。

Q2 買取請求権が認められる場面 ★

買取請求権の行使が認められるのは、どのようなケースでしょうか。

A 買取請求権の行使が認められるケースは、以下のとおりです。

発行する株式の内容として譲渡制限に関する定めを設定する場合	会社法116条1項1号
種類株式の内容として譲渡制限に関する定め又は全部取得条項に関する定めを設定する場合	会社法116条1項2号
次に掲げる行為をするときに種類株主に損害を及ぼすおそれがある、定款に種類株主総会を要しないとされている場合 ・株式の併合又は分割 ・株式無償割当て ・単元株式数についての定款変更 ・募集株式の株主割当て ・募集新株予約権の株主割当て ・新株予約権の無償割当て	会社法116条1項3号
事業の全部の譲渡を行う場合	会社法467条1項1号
事業の重要な一部の譲渡を行う場合	会社法467条1項2号
事業全部の譲受けを行う場合	会社法467条1項3号
事業全部の賃貸、事業全部の経営委任、事業全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更、解約を行う場合	会社法467条1項4号
吸収合併消滅会社、吸収分割会社、株式交換完全子会社が吸収型組織再編を行う場合	会社法785条
吸収合併存続会社、吸収分割承継会社、株式交換完全親会社が吸収型組織再編を行う場合	会社法797条
新設合併消滅会社、新設分割会社、株式移転完全子会社が新設型組織再編を行う場合	会社法806条

解説

買取請求権の行使が認められる場面は、①組織再編、②株式譲渡制限の設定、③全部取得条項付種類株式の設定、④種類株主の利益保護、に分類することができます。いずれも、株主にとって、株主としての従来の地位を継続することが不可能ないし困難な場合といえます。

なお、事業の重要な一部の譲渡に該当しない事業譲渡を行う場合、その対象が軽微であるという評価から買取請求権が付与されていません(会社法467条1項2号)。事業譲渡は一定の権利義務を移転させる点で会社分割と共通性を有するため、簡易分割をなす場合に分割会社の株

主に買取請求権が付与されないこと(会社法785条1項2号、806条1項2号)と同旨の規律を設けたものといえるでしょう。

Q3 買取請求が認められない組織再編 ★★

総株主の同意が必要な組織再編と簡易分割の分割会社においては、買取請求権が付与されないとされているのはなぜでしょうか。

A

総株主の同意があれば反対株主は存在しませんし、簡易会社分割(吸収・新設分割)については、重要でない事業の一部の譲渡と同様に、株主に与える影響が少ないためです。

解説**1 総株主の同意が必要な場合**

吸収合併等の消滅会社等の株主への対価が持分会社の持分等である場合には、吸収合併等には、消滅会社等の総株主の同意が必要です(会社法785条1項1号、806条1項1号)。総株主の同意が必要な場合には、そもそも当該組織再編に反対する株主が1人でもいたら組織再編が成立しないので、買取請求権が付与されないのは当然のことといえます。

2 簡易分割の分割会社の株主

簡易吸収・新設分割における分割会社の株主に、買取請求権が付与されていないのは、分割会社が交付を受ける分割対価次第では分割会社に損害が生じ、ひいてはその株主が損害を被る可能性があるものの、簡易分割ではその損害が軽微にとどまるため買取請求権を付与するまでの必要がないからとされています(注3)。

例えば、上場会社がグループ内の組織再編を行う際、上場会社が分割会社となるような簡易分割を行うような場合には、買取請求権について考慮する必要はないということになります。逆に、上場会社が、その子会社の事業を取り込

むような簡易吸収分割では、上場会社が承継会社になることから買取請求権の行使を排除することはできないということになります。一方、承継会社の株主には買取請求権が付与されます。承継会社は事業の承継に伴い権利を取得する一方で義務を負う立場であるため、従来の事業の利益を損なう可能性のある承継会社の株主の利益を保護する必要があるからです（注4）。

（注3） 江頭・前掲（注2）844頁。

（注4） 葉玉匡美ブログ「会社法であそぼ」2006年9月17日（<http://kaishahou.cocolog-nifty.com/blog/2006/09/index.html>）。

Q4 買取請求権行使の要件

吸収合併において買取請求権を行使できる株主とは、どのような株主でしょうか。

A 株主総会決議を要する場合には、事前に吸収合併に反対する旨を会社に通知し当該株主総会で反対の議決権を行使した株主と、議決権を行使できない株主となります。株主総会決議を要しない場合には、すべての株主となります。

解説 組織再編行為の承認に関して、株主総会で議決権を行使できる株主が買取請求権を行使するには、株主総会で反対の議決権の行使をするだけでは足りず、会社に対して事前に反対の旨の通知が必要となります（会社法785条2項1号、797条2項1号、806条2項1号）。

組織再編行為において種類株主総会の決議が必要な場合、当該種類株主総会で議決権を行使することができる株主は、買取請求権を行使するためには、当該種類株主総会に先立って反対する旨を会社に通知し、かつ当該種類株主総会において反対することが、前記の手続と併せて

必要となります（注5）。

反対の議決権行使を要件とする理由は禁反言の原則に基づくものであり、総会前の反対通知を要件とする理由は会社に買取請求権の行使の可能性を認識させ、議案提出の是非を再考させる機会を与えることにあります。

株主総会で議決権を行使できない株主の典型は、いわゆる議決権制限株主です。吸収合併承認決議に参加し反対を表明できない株主を保護するため、当該株主に買取請求権の行使が認められています。なお、株主総会の基準日後の株主や株主総会後に株式を取得した株主に買取請求権の行使を認めるかについては、議論があるところです（注6）。

株主総会を要しない場合とは、簡易・略式手続による組織再編ということになります。株主は組織再編に反対するための意思表示を行うことができないことから、株主全員に買取請求権の行使が認められます（ただし、Q3のとおり簡易分割における分割会社の株主には買取請求権は付与されません）。なお、簡易・略式手続の要件を充たしている場合であっても株主総会が開催されたときには、当該株主総会に出席して反対の議決権を行使しなければならないのか、それとも、この場合はそもそも「株主総会決議を要しない場合」に該当し、出席して反対の議決権を行使する必要はないのか、議論があるところです（注7）。

（注5） 相澤哲＝細川充「組織再編行為（下）」商事法務1753号37頁。

（注6） 金子登志雄『親子兄弟会社の組織再編の実務』57頁、郡谷大輔「組織再編における反対株主買取請求権の実務対応」ビジネス法務2009年1月号60頁、弥永真生「反対株主の買取請求権をめぐる若干の問題」商事法務1867号4頁。

（注7） 金子・前掲（注6）72頁、武井一浩＝郡谷大輔「簡易組織再編における総会承認決議」商事法務1842号61頁。

Q5 買取請求に係る通知

★★

吸収合併の手続において、吸収合併消滅会社は、買取請求に係る通知として、どのような内容でいつまでに行わなければならないのでしょうか。

A

吸収合併消滅会社は、すべての株主に対して、吸収合併をする旨並びに存続会社の商号及び住所を、効力発生日の20日前までに行う必要があります。

解説**1 通知の内容**

吸収型組織再編の場合の通知の内容は、①組織再編をする旨、②組織再編の相手方の商号及び住所、③存続会社等については承継資産に存続会社等株式がある場合にはその株式に関する事項、となります（会社法785条3項、797条3項）。

新設型組織再編の場合の通知の内容は、①組織再編をする旨、②設立会社の商号及び住所、③共同で組織再編を行う場合には他の会社の商号及び住所、となります（会社法806条3項）。

なお、会社法上必要とされていませんが、実務上は買取請求権の行使ができる旨やその方法について通知をする場合もあります。

2 通知の期限

通知期限は、吸収型組織再編については当該組織再編の効力発生日の20日前までに、新設型組織再編については株主総会決議の日から2週間以内に行うこととされており（会社法785条3項、797条3項、806条3項）、株主総会決議や債権者保護手続といった他の手続との前後関係は定められていません。

なお、新設型組織再編においては株主総会決議の日から2週間以内に行うこととされていますが、これは期限を定めたものであって、株主総会決議後に通知を行わなければならない旨を定めたものではないとされています（注8）。

3 通知の対象

通知の対象は、議決権の有無に関わらず、すべての株主となります。

4 通知に代わる公告、他の制度との併用

当事会社が公開会社である場合又は組織再編について株主総会決議による承認を受けた場合には、通知を公告に代えることができます（会社法785条4項、797条4項、806条4項）。なお、上場会社については、通知に代えて、通知すべき事項を公告しなければなりません（社債、株式等の振替に関する法律161条2項）。

通知については株主総会招集通知等、公告については債権者保護手続の公告等の、他の手続に基づくものとの併用による通知又は公告も認められおり、実務的には併用して行われるケースが多いでしょう。

（注8） 相澤＝細川・前掲（注5）39頁。

Q6 買取請求権の行使

★★

吸収合併消滅会社の反対株主が買取請求権を行使する場合、いつまでに行わなければならないのでしょうか。

A

吸収合併の効力発生日の20日前から効力発生日の前日までに行使しなければなりません。

解説**1 行使の期間と方法**

吸収型組織再編において買取請求権を行使する場合の行使期間は、当該組織再編の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間となっており、買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社においては株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにして請求しなければなりません（会社法785条5項、797条5項）。

新設型組織再編において買取請求権を行使す

る場合の行使期間は、買取請求に係る通知又は公告をした日から20日以内となっており、買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社においては株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにして請求しなければなりません（会社法806条5項）。

2 上場会社の特則

上場会社の買取請求権の行使については、株券の電子化との関係で、1の手續に加えて、会社の口座を振替先口座とする対象株式の振替（社債、株式等の振替に関する法律155条）等一定の手續が必要となります（注9）。

3 買取請求の撤回

買取請求権を行使した株主は、会社の承諾を得なければ買取請求を撤回することができません（会社法786条6項、797条6項、806条6項）。とりあえず買取請求権を行使しておき、その後の株価の動向を見て市場で売却した方が有利な状況であれば請求を撤回するなどの濫用的な権利行使を制限するものです。

（注9） 武井一浩＝郡谷大輔＝松本絢子「株券電子化施行後の組織再編時の株式買取請求権の取扱い・株式取扱規定」商事法務1851号55頁。

Q7 買取請求への会社の対応 ★★★

買取請求権を行使された吸収合併存続会社は、どのような対応をとらなければならないのでしょうか。

A 買取価格の決定について株主と協議を行い、協議が整ったときは吸収合併の効力発生日から60日以内に、その支払を行います。

効力発生日の30日以内に協議が調わないときは、裁判所に価格決定の申立てができます。

解説

1 公正な価格

買取価格は公正な価格と規定されており（会社法785条1項、797条1項、806条1項）、具体的には買取請求権の効力発生日における時価を基準として、組織再編により株価が下落したような場合には組織再編がなかったものと仮定した価格となり、組織再編によりシナジー効果が生じて株価が上昇した場合にはそのシナジーを織り込んだ価格とされています（注10）。

2 価格の決定

買取請求権を行使された会社は、まず株主と価格決定についての協議を行います。株主との価格決定についての協議が整った場合には、吸収型組織再編については当該組織再編の効力発生日を起算日として、新設型組織再編については設立会社成立の日を起算日として、60日以内にその支払をしなければなりません（会社法786条1項、798条1項、807条1項）。

30日以内に協議が整わない場合には、会社又は株主は裁判所に価格決定の申立てをすることができます。効力発生日から60日以内に価格決定の申立てがない場合には、その期間満了後、株主は、会社の承諾なしに買取請求を撤回することができます（会社法786条3項、798条3項、807条3項）。

3 買取価格に対する利息

60日の期間満了後は、会社は裁判所の決定した価格に基づき年6分の利率により算定した利息を支払う必要があります（会社法786条4項、798条4項、807条4項）。したがって、価格の決定が長引くと、利息が高額となり、会社にとっての負担が大きくなるケースもあります。

4 買取りの効力発生日

株式買取りの効力は、吸収合併消滅会社又は株式交換完全子会社については代金の支払の有無を問わず当該組織再編の効力発生日に、新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の場合については設立会社の成立の日、それ以外につ

いては、株式の代金の支払時に生じます（会社法786条5項、798条5項、807条5項）。

吸収合併・新設合併の消滅会社や株式交換・株式移転の完全子会社について、組織再編行為の効力発生日後に買取請求が撤回された場合、消滅会社が解散し、また完全子会社の株式はすべて交換済みであることから、存続会社・新設会社・完全親会社は、消滅会社・完全子会社の

株式を株主に返還することはできません。そこで、存続会社・新設会社・完全親会社は、原状回復義務として、株式の代金相当額の金銭を返還する義務を負うことになります（注11）。

（注10）相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔『論点解説 新・会社法』682頁。

（注11）相澤＝葉玉＝郡谷・前掲（注10）681頁。

（すずき りゅうすけ）